

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の施行に伴い、課税限度額を引き上げるものです。

2 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を「19万円」から「20万円」に改めます。

	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基 礎 課 税 額	<u>65万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>20万円</u>	<u>19万円</u>
介 護 納 付 金 課 税 額	17万円	17万円
合 計	<u>102万円</u>	<u>99万円</u>

※介護納付金課税額は、改正を行いません。

3 課税限度額対象世帯数

国保世帯数 8,609世帯（令和4年6月30日現在）

	改正後	改正前	増減
基 礎 課 税 額 分	133世帯 （国保世帯のうち 1.54%）	146世帯 （国保世帯のうち 1.70%）	▲13世帯
後期高齢者支援金等課税額	80世帯 （国保世帯のうち 0.93%）	91世帯 （国保世帯のうち 1.06%）	▲11世帯

4 改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

（令和4年6月30日現在）

	増加見込額
基 礎 課 税 額 分	2,802,700円
後期高齢者支援金等課税額	853,300円

5 施行期日

令和5年4月1日

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の富里市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>